

各 位

会 社 名 株式会社モルフォ

代表者名 代表取締役社長 平賀 督基

(コード: 3653、グロース市場)

問合せ先 コーポレート戦略部部長 青木 洋

(TEL. 0.3 - 6.822 - 2.629)

## 従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年12月13日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年3月31日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 24,000 株
(3) 処分価額	1,718円
(4) 処分価額の総額	41, 232, 000 円
(5) 割当予定先	当社の従業員 38名 24,000株

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値向上及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを持たせることを目的として、一定の条件を満たす当社の従業員に対して譲渡制限付株式報酬を支給することとし、割当予定先である当社の従業員38名(以下、「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権合計41,232,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式24,000株(以下、「本割当株式」という。)を付与することを決議いたしました。

また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、「3. 割当契約の概要」に記載の点をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

#### 3. 割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2025年3月31日(払込期日)から2028年3月31日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社(以下、「当社グループ」という。)の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、当該対象 従業員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、死亡その 他当社取締役会が正当と認める理由により当社グループの従業員の地位を退職した場合、当該退職の 直後の時点をもって、当該対象従業員が保有する本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中に当社グループの従業員の地位を退職した場合には、退職と同時に当社グループの使用人の地位に就任する場合、及び、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当社の従業員の地位を退職した時点をもって、当然に無償で取得する。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

# (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、払込期日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて決定される数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年12月12日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,718円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上